

警備員指導教育責任者資格者証交付申請 の手続きについて

- 1 申請先 申請者の住所地を管轄する警察署生活安全課
※ 申請及び届出の受付時間にあつては、平日の午前9時から午後5時までです。ただし、業務の関係で担当者が不在の場合がありますので、提出先の警察署に事前連絡し確認してください。
- 2 申請に必要な書類等 必要部数は1部です。(◎印は用紙を添付しています。)
 - ① 警備員指導教育責任者資格者証交付 申請書 ◎
 - ② 警備員指導教育責任者講習修了証明書
 - ③ 履歴書 (写真添付)
 - ④ 住民票の写し (本籍地 (外国人は国籍) 記載、マイナンバー記載のないもの)
 - ⑤ 医師の診断書 (配布した用紙を使用)◎
 - ⑥ 誓約書 (配布した用紙を使用)◎
 - ⑦ 市町村の長の証明書 (身分証明書) ※外国人の方は必要ありません。
証明内容(下記の2点が明記されていること)
 - ・準禁治産者でないこと。
 - ↳ (平成12年4月1日以降の生年月日の方は必要ありません。)
 - ・破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないこと。
- 3 手数料 9,800 円 (住所地管轄府県の収入証紙) を納付すること。
※申請先の公安委員会によって納付方法が違うので、確認して下さい。
- 4 他府県居住者の場合は手続きが若干異なる場合があるので当該住所地を所轄する警察署等において十分確認したうえ申請すること。
- 5 次に該当する者には警備員指導教育責任者証の交付を行わない。(法22条4項)
 - (1) 未成年者 (2) 法3条1号から6号までのいずれかに該当する者
 - (3) 法22条7項2号又は3号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して3年を経過しない者
- 6 警備員指導教育責任者用、機械警備業務管理者用バッジの販売について
公安委員会から「資格者証」を受領後、希望の方は上記バッジを購入出来ます。
購入には、○ 公安委員会交付の「資格者証」の写し ○ 印鑑
○ 資格者バッジの代金 1,360 円(消費税込み)
を持って協会事務局へ申請して下さい (代理の場合は代理人の印鑑が必要)。